

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「地球環境を大切に、食生活の提案を通して人々の健康的な生活向上に貢献する」という企業理念のもと、企業価値の最大化を目指し、経営上の意思決定及び業務遂行について、その迅速な対応が不可欠となっております。

このため、毎月1回開催の取締役会に加え、週1回取締役及び常勤監査等委員である取締役出席のもと「経営会議」を開催し、適時かつ的確な意思決定や様々な課題に対する幅広い意見交換を図っております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中村靖	84,350	12.05
中村澄子	78,200	11.17
創健会(取引先持株会)	64,900	9.27
太田油脂株式会社	59,000	8.43
株式会社横浜銀行	31,700	4.53
有限会社タカ・エンタープライズ	19,600	2.80
原田こずえ	18,975	2.71
創健社従業員持株会	16,485	2.35
月島食品工業株式会社	12,975	1.85
日清オイリオグループ株式会社	12,500	1.78

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木 久衛	その他											○
合田 真琴	その他											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 久衛	○	○	----	社外取締役鈴木久衛氏は、税理士として培われた豊富な経験と専門的な見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。なお、同氏は、当社の株式600株を保有しておりますが、重要性はないものと判断しております。当社及び当社グループと同氏の間には、それ以外の人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役に選任しております。

合田 真琴	○	○	----	社外取締役合田真琴氏は、司法書士としての豊富な経験と専門的な見識を有していること、及び女性の視点から経営体制の強化を図るため、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。なお、同氏は、当社の株式200株を保有しておりますが、重要性はないものと判断しております。当社及び当社グループと同氏との間には、それ以外の人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役に選任しております。
-------	---	---	------	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の業務執行取締役からの独立性を確保するものとする。

監査等委員会を補助すべき専任のスタッフは配置されておきませんが、内部統制委員会及び管理部所属の使用人が必要により監査等委員会から指名されスタッフ業務を務めております。また当該スタッフの独立性は、社内規程に従い十分確保されております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査部門である内部統制委員会及び会計監査人から定期的に監査の計画及び結果について詳細な報告と説明を受け、相互の意見交換を行い、その監査の実効性を高める努力をしております。また内部統制委員会には常勤監査等委員がオブザーバーとして参加し連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役に選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしております。選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、会社を黒字化体質に再生することを最優先に考えております。そのため、取締役へのインセンティブ付与については当分の間予定しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2021年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬については以下のとおりです。

・取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。) 4名の年間報酬総額: 56,900千円

・取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。) 1名の年間報酬総額: 11,200千円

・社外取締役2名の年間報酬総額: 6,050千円

なお、上記金額には2021年3月期における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、担当職務、会社業績、貢献度、従業員給与等を総合的に勘案して決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。) の報酬額は、2019年6月27日開催の第52回定時株主総会において年額9,600万円以内(4名)と決議されております。また、監査等委員である取締役の報酬額は、2019年6月27日開催の第52回定時株主総会において年額2,400万円以内(3名)と決議されております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、2021年2月10日開催の取締役会において、以下のような方針を決定しております。その概要は、取締役(監査等委員である取締役を除く。) の基本報酬はコーポレートガバナンス・コードを参考とし、職位別に設けられた一定の基準について定めた役員報酬規程に基づき、担当職務、会社業績、貢献度、従業員の最高給与等を総合的に評価することで、報酬額の妥当性を確認して、取締役会にて協議のうえ決議した額を毎月支払うこととしております。

また監査等委員である取締役の基本報酬は、権限及び裁量の範囲並びに役職ごとの方針について定めた役員報酬規程に基づき監査等委員の協議により決定した額を毎月支払うこととしております。

なお、業績連動報酬は、業績(営業利益、経常利益、税引前当期純利益)、及び基本報酬との割合を勘案し、報償、奨励等の意味合を充分考慮して、取締役会にて協議のうえ決議した額を役員賞与として年に一度支払うことができることとしております。

取締役の個人別の報酬等の額は、上記方針に基づいて取締役会及び監査等委員の協議により決定した基本報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に専任のスタッフは配置されておりませんが、内部統制委員会、管理部が部分的にスタッフ業務を務めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行

経営上の意思決定及び業務遂行について、その迅速な対応が不可欠であり、また、コンプライアンス経営が求められている昨今、当社は透明で公正な経営が最も重要な課題のひとつと位置づけて、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指すべく、毎月1回開催の取締役会に加え、週1回取締役及び常勤監査等委員である取締役出席のもと、また必要に応じて報告、連絡、相談または提案のある部門統括責任者を同席させ、「経営会議」を毎週開催し、的確でスピーディーな意思決定や様々な課題に対する幅広い意見交換を図っております。

また、法務問題については顧問弁護士の助言をいただいております。

2. 監査・監督

内部監査につきましては、内部統制委員会が担当しております。監査基準は社内規程の内部監査規程によっております。また、監査等委員会監査は監査等委員である取締役3名(社外取締役2名含む)で実施しています。

3. 指名、報酬決定等

取締役候補者の選定や報酬の内容決定に関しては、社内規程の取締役会規程によっております。

4. 会計監査状況

当社は、監査法人保森会計事務所と監査契約を締結しております。

会計監査の状況については以下の通りになります。

(1) 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

代表社員 業務執行社員: 若林 正和(監査法人保森会計事務所)

代表社員 業務執行社員: 山崎 貴史(監査法人保森会計事務所)

(2) 継続期間監査

13年間

(3) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

その他 - 名

(4) 監査報酬の内訳

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 19,500千円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

企業の社会的責任に関して、コンプライアンス経営が強く求められているなか、当社は、透明で公正な経営を最も重要な課題のひとつと位置づけ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指しております。その目的達成のため、当社は2019年6月27日付にて監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。監査等委員会は過半数が社外取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を行うとともに、取締役として取締役会の審議及び決議に参加することにより、より透明性が高く公正な経営の実現を図る体制の構築を目的としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	IR活動を年1回実施しております。直近での実施は、2021年6月18日に開催し、実施内容は、社長が「2021年3月期決算の概要と今後の展望」について説明し、参加者は証券アナリスト、新聞社等、その人数は34人です。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにおいて掲載している投資家向け情報は、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、上記のアナリスト向けの会社説明会資料を掲載及び説明した内容を動画配信しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員は取締役管理本部長、IR担当部署はシステム広報部広報課、IR事務連絡責任者は広報課岸野将澄となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	株主に対する利益還元を経営の重要課題として認識しており、株主優待制度を設けて、当社基準により当社商品を進呈しております。また、従業員持株会を組織し、会員には当社基準により奨励金を付与しております。 当社社外取締役（監査等委員である）2名の内1名は、女性であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則、並びに金融商品取引法に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」について、内部統制システム構築の基本方針を取締役会において決議しております。その内容及び運用状況の概要は以下のとおり定め、会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実を図っております。

(取締役会)

議長 代表取締役社長 中村靖
構成員 常務取締役 岸本英喜、取締役 山田一斗資及び飯田雅之、監査等委員である取締役 藤川清士
及び鈴木久衛 (社外) 並びに合田真琴 (社外)

(経営会議)

議長 代表取締役社長 中村靖
構成員 常務取締役 岸本英喜、取締役 山田一斗資及び飯田雅之
常勤監査等委員である取締役 藤川清士

(監査等委員会)

委員長 常勤監査等委員である取締役 藤川清士
構成員 監査等委員である取締役鈴木久衛 (社外)、合田真琴 (社外)

(内部統制委員会)

委員長 代表取締役社長中村靖
構成員 取締役 飯田雅之、管理本部 システム広報部長 宮良英男及び管理部長 青木勇、他1名

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発教育を実施する。また、取締役並びに使用人が法令に違反する行為を発見した際には、速やかに管理部責任者に通報するとともに、通報者が不利益を被ることのないよう内部通報制度を構築するものとする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理するものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 組織横断的なリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置するとともに、「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築するものとする。また、リスクのうちコンプライアンス、環境及び情報セキュリティに関しては、専管する組織を設置し、規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うものとする。なお、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとする。

(2) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て、取締役会で執行決定を行うものとする。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。

(3) 中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、経営会議において、定期的に各事業部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

5 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの相互密接な連携を図り、経営の効率的・効果的運営を実施する。子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、親会社から取締役又は使用人が非常勤の役員に就任して業務執行取締役の監督にあたる体制をとり、また、日常の業務執行に関し定期的な報告と重要案件について事前協議を求め、業務の適正を確保する。

また、当社の内部監査部門による監査の実施などグループ監査を実施し、業務の適正を確保する。

6 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) からの独立性に関する事項
監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) からの独立性を確保するものとする。

7 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 及び使用人は当社及びグループ各社の業務又は業績に関わる重要な事項について監査等委員会に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査等委員会は必要に応じて、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 及び使用人に對し報告を求めることができるものとする。

(2) 監査等委員会は、会計監査人、内部統制委員会、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

8 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築し、整備、運用するものとする。

9 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、また、これらの圧力に対しては警察等の外部機関や関係団体とも連携を図り、毅然とした姿勢で組織的に対応するものとする。

10 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスについては、「経営基本方針」を制定し、すべての役職員が基本ルールに則って行動するよう周知徹底を図るとともに、内部統制監査によるモニタリングを通じ、遵守状況を確認しております。また通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図り、不正行為の早期発見と是正に努めております。

(2) 取締役会を月1回定時に開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催、また経営会議を週1回定時に開催し、コンプライアンス、投資及び損失の危険の管理を含む、経営上のリスクに関する報告及び協議を行い、その管理状況を確認しております。

(3) 取締役会には、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は4名が出席、取締役 (監査等委員) は独立社外監査等委員2名を含む3名が出席するとともに、経営会議には常勤監査等委員が出席し、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の職務執行等につき意見を述べ、常に監視で

きる体制を整えております。また代表取締役社長は監査等委員会との間で定期的に意見交換を行っております。

(4) 監査等委員会は、独立社外監査等委員2名を含む監査等委員で構成されており、月1回定時に開催する他、臨時監査等委員会を開催し、監査に関する重要事項の報告及び協議又は決議を行っております。

(5) 取締役会、監査等委員会及び経営会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等も適切に管理しております。

(6) 取締役会及び経営会議は、中期経営計画にて定められた取締役及び使用人が共有する全社的な目標の達成状況の確認と見直しを行っております。また各担当部署は「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に従い、その目標達成のため部署ごとの具体的目標及び効率的な達成計画を定め、その進捗状況について定期的に取締役会及び経営会議にて報告しております。

(7) 当社グループの子会社には、親会社である当社より取締役又は使用人が非常勤の役員に就任し、子会社の管理に関する規定の遵守並びに業務執行取締役の監督にあたるとともに、月1回定時開催の子会社の取締役会にて質疑応答を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております。また子会社の重要案件については、親会社である当社への事前報告もしくは申請を行い、当社の取締役会及び経営会議にて十分な検討を行い、承認決議を行うことで子会社の業務の適正を確保しております。

(8) 内部統制監査は、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会により、内部統制監査計画を作成し、基本方針に即した内部統制システムの整備・運用のもと、適切に実施しております。また監査等委員会、会計監査人及び内部統制委員会は、定期的に意見交換を行い、実効性のある内部統制監査の実施を行っております。

(9) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性は、基本方針に従い十分確保されております。

1.1 リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、現業部門より選定した役員及び社員から構成する内部統制委員会が内部監査を実施してリスクの迅速な把握ができる管理体制の整備に努めております。

内部通報制度は、不正防止に努める現業部門の牽制機能を果たしております。

顧問弁護士・社会保険労務士とは、顧問契約に基づき必要に応じて法務・労務問題や社会保険などについて助言を頂いております。また、監査人として監査法人保森会計事務所と監査契約を締結し、その契約に基づき監査を受けております。

1.2 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、監査等委員である取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記、9 反社会的勢力排除に向けた体制に記載したとおりにて、所轄警察署暴力団排除対策推進協議会に加盟しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

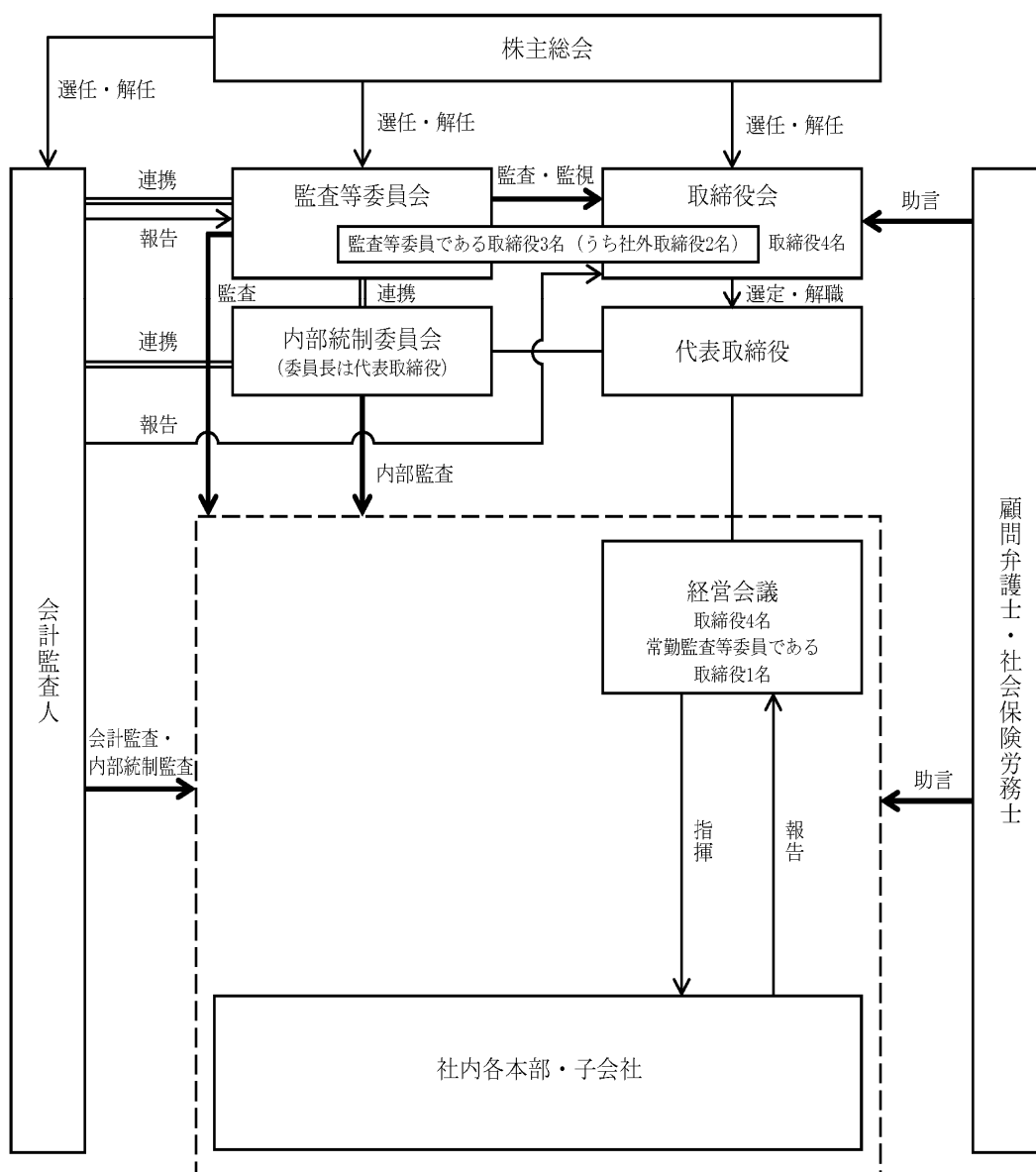
該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

「内部統制システムを含むコーポレートガバナンス体制についての模式図」



「適時開示体制の概要（模式図）」

